

スマートフォンとマイナンバーカードで 住民票の請求や転出の届け出ができます

市公式ホームページにアクセスした後、専用サイトから手続きを行います。申請に必要な氏名、住所、生年月日はマイナンバーカードから自動読取を行います。

請求された住民票はクレジット決済後に住民登録されている住所地に郵送します。

自宅や職場などから手続きができますのでぜひご利用ください。

※スマートフォンアプリ (Graffer Identity) のインストールが必要です。

詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



<https://www.city.shiraoka.lg.jp/15169.htm>

- 必要なもの スマートフォン、マイナンバーカード、有効な署名用電子証明書 (英数字6～16桁)、クレジットカード (転出届の場合は不要)

- 開始日 8月2日 (月)



問合せ 市民課住民担当 内線 137～139

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、支援金を支給します。



支給額 (一月ごと) 単身世帯 ▶ 6万円 2人世帯 ▶ 8万円 3人以上世帯 ▶ 10万円

支給期間 3か月 申請期限 8月31日 (火)

申請方法 郵送または窓口で。

※必要書類は担当または市公式ホームページで。

<http://www.city.shiraoka.lg.jp/15194.htm>

支給対象者 次の①～⑨の全てに該当するかた

- 次のいずれかに該当するかた
 - 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特別貸付における総合支援資金の再貸付 (以下「再貸付」という。)を受けたかたであって、自立支援金の申請をした日 (以下「申請日」という。)の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること
 - 再貸付を受けているかたであって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること
 - 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと
 - 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談などを行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと
- 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持しているかた
- 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者同一の世帯に属するかたの収入の額を合算した額が以下であること

1人世帯 115,000円	5人世帯 257,000円
2人世帯 159,000円	6人世帯 294,000円
3人世帯 188,000円	7人世帯 333,000円
4人世帯 223,000円	
- 申請日における申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が以下であること

1人世帯 468,000円以下	3人世帯 840,000円以下
2人世帯 690,000円以下	4人世帯以上 1,000,000円以下
- 次のいずれかに該当すること
 - 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接などの支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談などを受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける
 - 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること
- 職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者が受給していないこと
- 生活保護を、申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者が受給していないこと
- 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
- 申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

問合せ 福祉課保護担当 内線 166、168、169